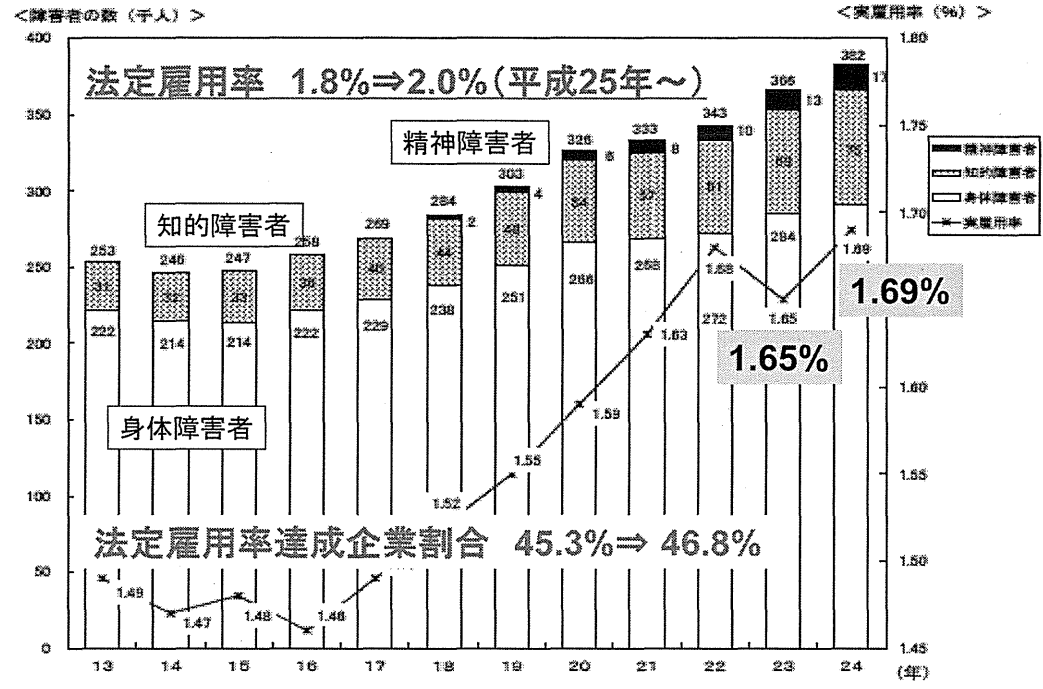


障害者雇用の状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



就労移行支援(雇用契約なし)

- (1) 単独で就労することが困難で、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者

就労継続支援A型(雇用型)

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

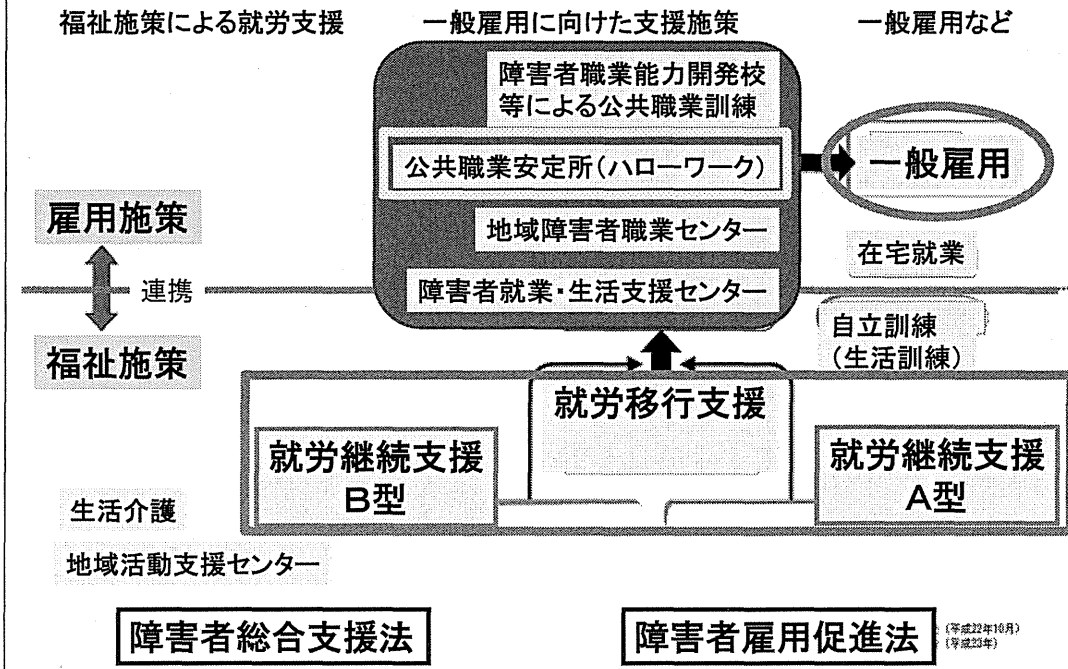
就労継続支援B型(非雇用型)

- (1) 年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) B型の利用が適当と判断された者

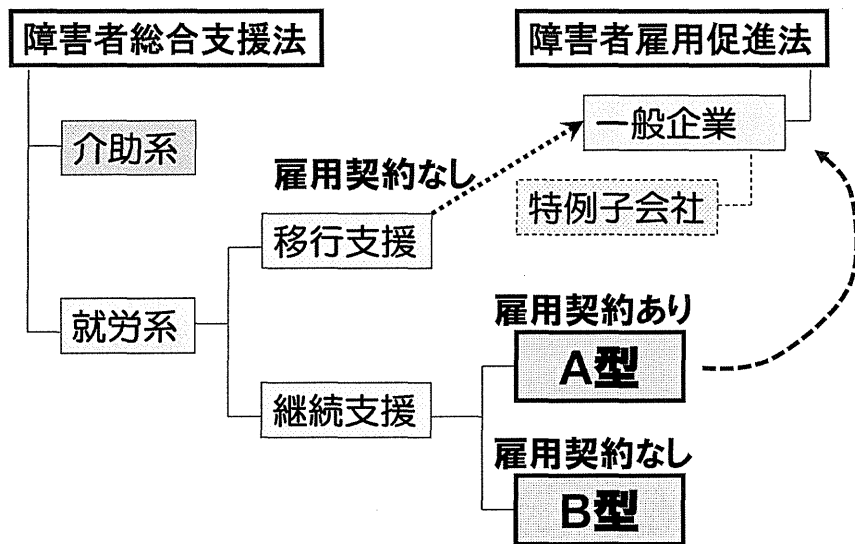
生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、
就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、
必要な相談、その他の必要な支援を行う。

就労支援施策の体系

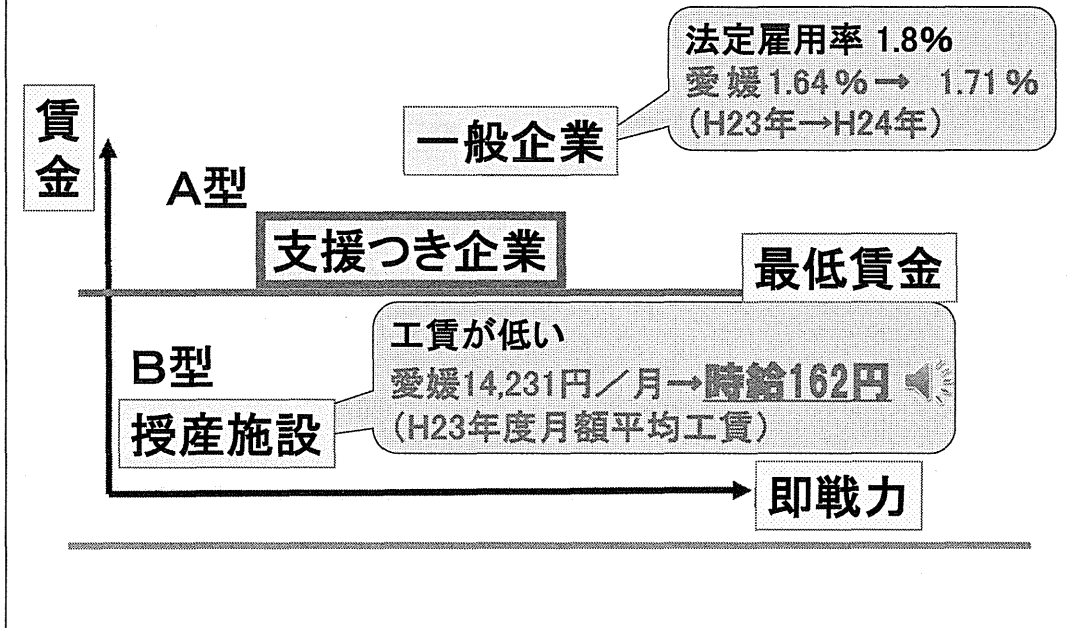
就労関連施策の全体像



福祉サービスとしての就労支援制度の概要



愛媛における障害者の就労環境



支援つき企業 障害者就労継続支援事業(A型)

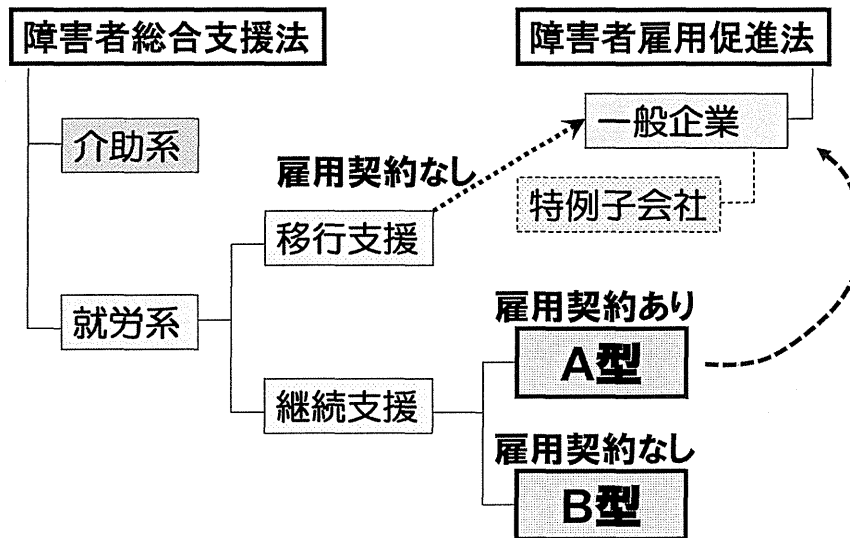
勤務時間 9:00～18:00のうち、4時間勤務から、体調に合わせて
 給与 時給 666円 最低賃金法
 休日 土・日・祝日・会社が定めた日(夏季・年末年始休暇あり)
 業務内容 希望と適正に応じて従事

雇用関係がある →→ 従業員である。
 →→ 工賃ではなく給料である。
 雇用保険に加入する →→ 失業保険が入る。
 →→ 労災保険で安心。
 本気の仕事ができる →→ 努力と成果で昇給。

パソコン業務、環境事業、テープ起こし、出張カフェ

Department of Pediatric Cardiology, Children's Medical Center, Ehime University Hospital

福祉サービスとしての就労支援制度の概要



特例子会社制度

*****銀行

勤務時間 9:00～15:00
 給与 時給 720円 > (666円 最低賃金法)

特例子会社 *****

障害者法定雇用率 > 2.0% ↑

特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する
 目的でつくる子会社のこと。

障害者のために特別に配慮した子会社を設立し、
 一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可。
 子会社の障がい者雇用数を親会社および企業グ
 ループ全体の雇用分として合算することができる。

特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること。
(具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等)

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。
(具体的には、親会社からの役員派遣等)
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。
(具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等)
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。



おわりに

先天性心疾患を有する方々にとって、社会保障制度や生命保険などによる保障は、決して十分とは言えず、まだまだ解決できない多くの問題点を抱えています。

現状や問題点を明らかにして、必要な保障を受けられることができるように社会にも働きかけていく必要があります。

子どもたちはもちろん、成人期に達して社会生活を送られている方々の不安を少しでも解消して、みんなの笑顔が増えることが一番大切なことだと思います。

Department of Pediatric Cardiology, Stroke & Cardiovascular Center Ehime University Hospital

